

定例会議 ～2024年3月分～

## 身体拘束 防止と適正化

～ 身体拘束は 原則禁止。これが大前提 ～

例外は「切迫性」「非代替性」「一時性」  
つまり「緊急で、他に方法がなく、一時的であること」

それに加えて

事業所全体で検討 計画も作り 同意も得る  
常に 他に方法が無いか 適正か 見直す

## 【今回の流れ】

- ①前回の内容の復習
- ②アナウンス：支援情報の引継ぎ
- ③事務連絡
- ④身体拘束の防止と適正化
- ⑤会議の感想等を記載し送信。
- ⑥アンケートへの記入もお願いしたいです

○ヘルパー定例会議3月分。

感想：＊ 3行程度 コメント下さい ＊

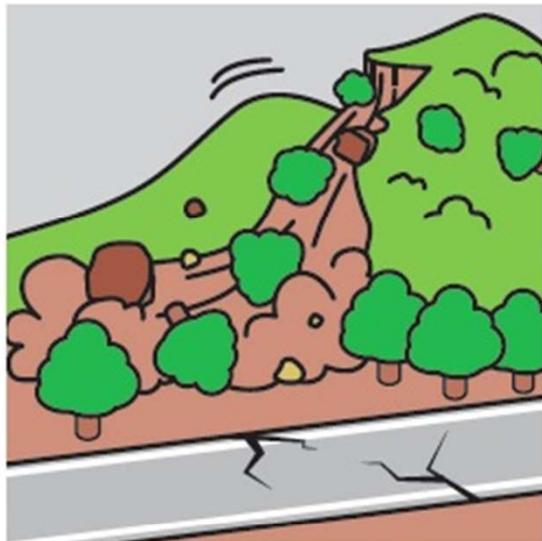
# 5強



## [震度5強]

- 物につかまらなないと歩くことが難しい。
- 棚にある食器類や本で落ちるものが多くなる。
- 固定していない家具が倒れることがある。
- 補強されていないブロック塀が崩れることがある。

# 6強



耐震性が高い



耐震性が低い

## [震度6強]

- はわないと動くことができない。飛ばされることもある。
- 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。
- 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

○ 具体的にイメージしてみてください。

南海トラフ(震度6強)が起こった時。

どこで 何を しているのか? その後数日の支援は継続できる?

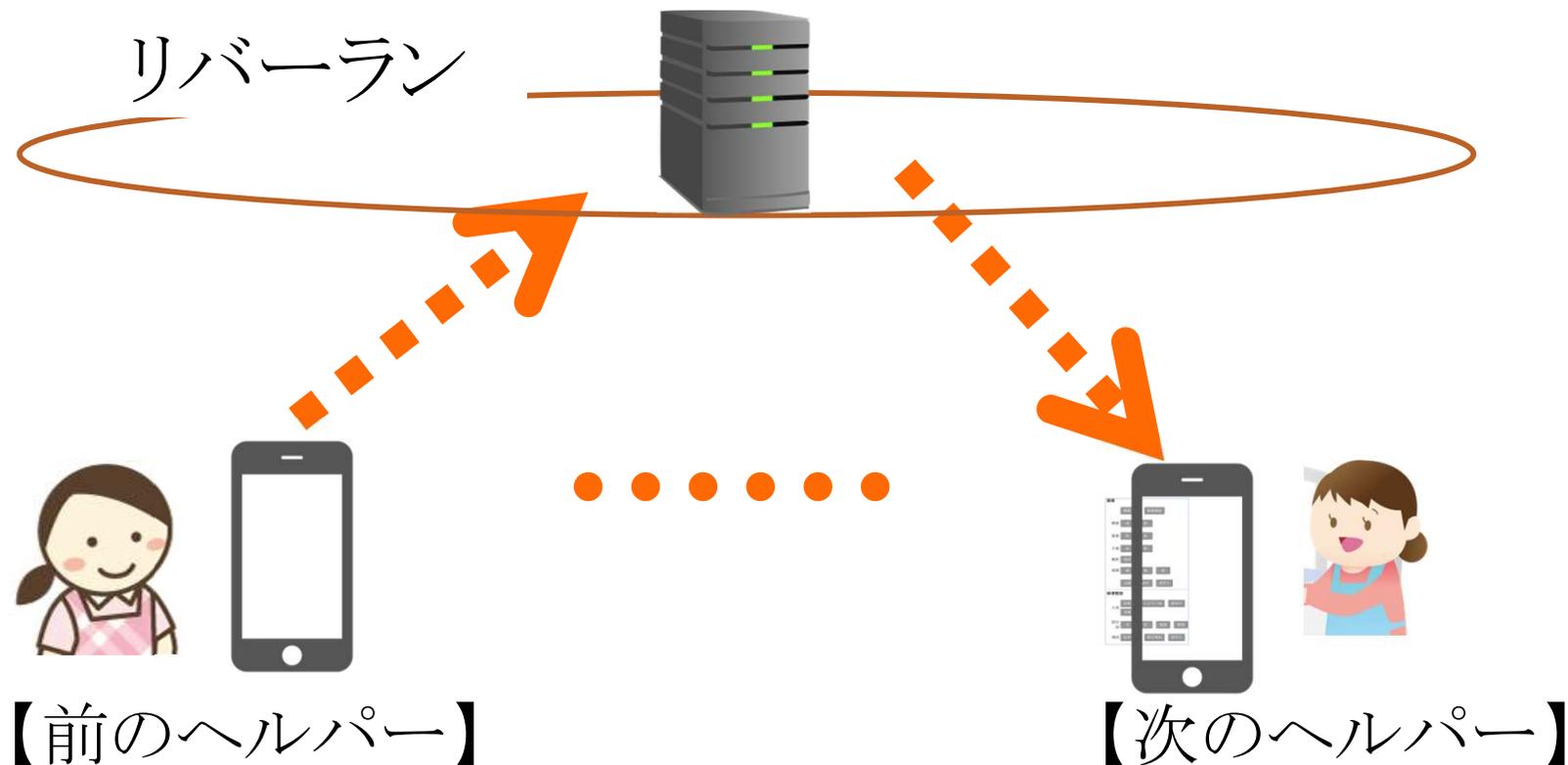
## 【まとめ】

- BCPって何？ 。 Business Continuity Plan: 事業継続計画  
ひかりでは、大震災等が起きても、なんとか支援を継続する為の計画
- その目的は何？  
大震災が起きても、  
『なんとか支援を継続する』 と 『なるべく早く通常支援にする』
- で、、、今は何したらいいの？
  - ① 自助と共助を高める。
  - ② 地震が起きたらまず身を守る を知る
  - ③ 災害時の対応プランを大枠で知る。大枠とは  
事前に優先順位の選定。  
優先度の高い支援を行う→段階的に通常支援に戻す。

## 【アナウンス：情報の引継ぎについて】

前の支援の状況が確認できないと不安になる。私が入る前に送信してほしい。。。。

特に、お一人住まいの場合は、前の支援状況を知りたい



★ 訪問前に情報を確認

★ 支援後すぐに送信して下さい。

# 【アナウンス：情報の引継ぎについて】

『本人の様子及び特記事項』は、  
利用者様やご家族も見られます

『近況報告』は見えないです

詳細全表示

5日 (なし) 1600 ~ 1800

実績追加 空き追加

ご本人の様子  
および特記事項

近況報告

ご本人の様子および特記事項

本人・家族・後  
見人、親戚、相  
談員が見ます。

3.主な訴えや要望

特になし

✓ 特になし

本人の要望

4 家族の要望

普段と異なるこだわりあり

引継事項

## 【何かあれば、『報告事項あり』に変更する】

3. 主な訴えや要望

特になし

✓ 特になし

本人の要望

4 家族の要望

普段と異なるこだわりあり

・以下の4領域。

①【サービス提供時の状況】

②【ADLや意欲調子】

③【主な訴えや要望】

④【家族を含む環境】

・時間変更-入浴が無くなった-いつも(計画)と異なる清掃場所が追加された→①を変える。

・くしゃみ-体温が高い-かすり傷-腹痛-不穏 → ②を変える。

・本人や家族より今日は服薬を追加してほしい-今後の火曜日の時間を早くしたいと言われた → ④を変える。

★特に改善したいのは、本人の様子に、くしゃみ-かすり傷など記入されているが、②が『良好』のままになっている。 → まずこれを改善していきましょう。

## 【新ルール追加:報告を楽にするために】

1.サービス提供時の状況  
アセスメント、介護派遣計画書どおり ◇

2.ADLや意欲、調子  
報告事項あり ◇

3.主な訴えや要望  
特になし ◇

4.家族を含む環境  
特に変化なし ◇

・報告事項ありになっているが、その下のブロックに記入がない場合。

→ ご本人の様子及び特記事項に記載している  
と解釈する事にします。

・このルールにより、ヘルパーの2重入力を少なくできます。

## 【事務連絡】

■ 来年度のヘルパー登録更新の確認します。

リバーラン上で行います→3月1日(金)に設定。

■ 3月からの雇用条件

基本は同じですが。。。10月に時給を変更する予定

※変更内容(あくまで予定です)

- ・資格手当を増額(介護福祉士、実務者、その他)
- ・対象となる手当を拡充

★今後の方針は、これまでと変わらず。

①毎月の支出を増やす ②資格手当を増やす。

■ 定例会議と研修のアンケートをメールで送るので、よろしければ、回答のご協力をお願いします。

# 【身体拘束の防止と適正化】



石郡 英一（介護運営教育コンサルタント）の  
介護教育についての著書の一部 から

- 介護界の3大ロック:フィジカルロック、ドラックロック、スピーチロック
- フィジカルロックは、身体そのものや行動の拘束を指す。手足をひもで縛るなどの抑制や、エレベータや扉への暗証番号の設定による開閉の制限、鍵のかかった個室への隔離、ベッドの4点柵に、ミトンやつなぎ服の着用などである。これらを危険回避を理由に、安易に行ってはならないことを徹底的に教育すべきである。
- ドラックロックは、向精神薬などの使用による抑制で、これは医師や看護師の範疇になる事が多い。しかし、経緯の把握や状態観察の仕方を教育しておくことは重要である。
- スピーチロックは、「そっちに行ってははいけません」などの、言葉による抑制で、介護現場ではよく耳にする言葉である。教育の際は、このような言葉がけをしないよう注意することが大切である。

## 【身体拘束は禁止】

- 障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされており、「緊急やむを得ない場合」を除いて、身体拘束は禁止されています。

### 行為例

- ・車いすやベッド等に縛り付ける。
- ・手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ・行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ・支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。



- 原則禁止。ただし、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きがきわめて慎重に実施されているケースに限られる場合には認める。

## ○身体拘束3原則

- 切迫性:「利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと」。

拘束によるダメージを十分に考慮し、本人を保護するうえで拘束が必要かどうかを確認する。

- 非代替性:「身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと」。

本人を保護するうえでほかに方法がないことを複数人で確認。

- 一時性:「身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること」  
利用者の状態に応じて拘束は短い時間になるようにする。



- 拘束が必要かどうかの判断は、職員個人で行うのではなく、委員会で検討するなど事業所全体で判断する
  - 家族等にもケアの方針と方法、拘束の目的、理由、方法、時間帯などを詳細に説明し、理解を得るよう努める。
  - 計画にも記載し、同意も書面上でもらう。
  - そして常に見直す。実施の有無、方法、時期を短くできないか等。
- ★そもそもは原則禁止。例外的な対応であるという事を心がける。



## 【まとめ】

- まず、身体拘束は原則禁止。これが大前提。
  - 「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きがきわめて慎重に実施されているケースに限り、例外的に認める。
  - 事業所全体(防止委員会も含めて)で考える。  
計画も作成し、家族等とも同意を得る  
常に、他に方法が無いか、拘束方法、期間等を検討し直す
- ★今回は、拘束を無くす方法について、言及できずでしたが、一言お伝します。
- ①一人で判断せず、相談して下さい(サ責、主任サ責、管理者)
  - ②拘束を無くすには、まずその原因のものを考える。

# パーソン・センタード・ケア

認知症という病気を対象としたケアではなく、その人の**生き方や生活に重点をおく**ケアの考え方

サービス提供者側が選択するのではなく、**利用者を中心に**して選択するケア



本人のこれまでの歴史や本人のニーズ、その人らしさをケアの中心におき、**内的体験を聴くこと**にケアの原点をおく考え方

(出典) Kitwood, T. 『Dementia Reconsidered』(1997)

★その人を中心にした ケア★